主 文

被告は原告に対し金八一万二〇七四円を支払え。 原告のその余の請求を棄却する。 訴訟費用はこれを一〇分し、その一を被告の、その余を原告の各負担とする。 この判決の第一項は仮りに執行することができる。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

- 原告が被告に対し雇用契約上の権利を有することを確認する。
- 被告は原告に対し金八二二万二三六四円を支払え。 2
- 訴訟費用は被告の負担とする。 3
- 4 右2項につき仮執行の宣言。
- 被告
- 1 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。 2

当事者の主張

原告の請求原因

- 1 被告(以下会社ともいう)は生命保険業を営む相互会社であるところ、原告は昭和三二年三月外務員(外勤職員)として被告に入社し、昭和四一年一月一日以降被告帯広支社湧網支部(以下単に湧網支部という。また被告帯広支社を単に帯広支 社という。)の支部長として勤務してきたものである。 2 原告が昭和四九年六月当時被告から受給していた平均給与は月額二一万であ
- り、当月分を当月二三日に支払う約束であつた。
- また、同年五月末日現在支部長として在籍し、同年七月一日現在まで引続き正 常に勤務している者に対しては、右七月一日を支給時として夏期臨時手当が支給さ れることとなつており、原告は右受給資格を満たしていて、支給基準によれば原告に支給されるべき額は六八万三三六四円を下らなかつた。なお原告は同年五月四日 に被告より自宅勤務を命ぜられ、以後それに従つて支部長として勤務していなかつ たが、右は就業規則上の懲戒処分として命ぜられたものではないから、右支給要件 たる「正常に勤務している者」に該当するものというべきである。
- しかるに被告は、原告に対して同年六月三〇日付をもつて懲戒免職したとし て、以後原告を被告の従業員として取扱わず、同年七月一日以降の給与及び右夏期 臨時手当を支払わない。
- 5 よつて原告は被告に対し、雇用契約上の権利を有することの確認を求めると共に、同年七月一日から昭和五二年六月二七日まで三五月二七日分の給与合計七五三 万九〇〇〇円及び右夏期臨時手当六八万三三六四円の支払いを求める。

請求原因に対する被告の答弁

請求原因1、2、4項はいずれも認める。同3項のうち、昭和四九年五月末日現 在支部長として在籍し同年七月一日現在まで引続き正常に勤務している者に対して 同七月一日を支給時として夏期臨時手当が支給されることになつており、原告の場 合仮りに右受給資格を充足したとすればその支給額が六八万三三六四円を下らない ことは認める。しかし原告は、右七月一日当時、後に主張するとおり懲戒免職により既に被告従業員の地位になかつたし、仮りにそうでないとしても原告は同年五月 四日自宅勤務を命ぜられて勤務についていなかつたのであるから、七月一日当時正 常に勤務している者に該当せず、従つて夏期臨時手当の受給資格を有しない。 被告の抗弁

- 1 被告の外勤職員就業規則二一条は、「服務上および一身上不都合な行為ののあ つたときは、次の区分によつて懲戒する。
- 譴責 3 減俸 降格 5 免職 ただし免職は組合と協議し て行う。」と定めている。
- 2 しかるところ原告には、湧網支部支部長としての在勤中次のような不都合な行 為があつた。
- 湧網支部に昭和四四年九月に入社した外勤職員aが、昭和四七年九月中湧 別町から名寄市に転居してほとんど同支部に出勤することができなくなつたのを機 に、原告は、昭和四八年四月から昭和四九年三月までの間、原告が募集した契約一

五件をあたかも右aが取扱つたように偽造文書を作成して会社に提出し、右aに宛てて支払われた昭和四八年四月分から昭和四九年二月分までの給与合計二四万九四三七円、昭和四八年夏期臨時手当四万〇四五二円、薪炭手当三万三七〇〇円、昭和四八年年末手当七万六一八六円、合計三九万九七七五円を同人の領収書を偽造提出して自ら受領し、これを着服して横領した。なお右成績付替(原告自身の募集成績をaに付替えること)は、名目だけの契約取扱者を生ずることになり、このため保険契約者へのサービスに支障を生ずるし、また被付替職員の身分、給与が不当に終契約者へのサービスに支障を生ずるし、また被付替職員の身分、給与が不当に維持ないし持上げされるため、被告は本来支払うべき給与額を上廻る給与の支払いを余儀なくされるほか、稼働職員数を増やすことにより支部経営資金、支部長給与なよについても不当な支出をすることになるなど、経営上重大な支障を生ずるのである。

- (2) 原告は、昭和四七年九月契約者 b の新契約の申込みを被告に取次ぐに当り、第一回目の年払保険料九万二七三〇円を立替入金して契約を成立させたが、右 b から依頼された旧契約三件の解約手続を二回に分けて行い、同年八月に二件分の解約返還金七万八四八〇円、昭和四八年一〇月に一件分の解約返還金三万四七〇〇円を受領して、右立替保険料に充当した残額二万〇四〇〇円を右 b に返金すべきところ、これを横領費消した。なお原告は、昭和四九年六月にこの事実が発覚するや、同月一四日右 b に二回目の解約返還金三万四七〇〇円を返済したうえ事実の隠蔽を懇請した。
- (3) 支部経営資金は支社において管理し、支部長は必要に応じて支社から仮出金を受けて使用し、使用後速やかに使途明細書を添付して精算することになつているが、原告は、右資金の中から支部職員に支給される交通費について、支社に提出する使途明細書に実費以上の金額を計上する方法により、昭和四八年一〇月から昭和四九年二月までの間に、被告に判明しただけで約六万八〇〇〇円の交通費を水増し計上して、この金額を横領した。なお、原告は、その他の支部経営資金の取扱いについても、外部業者からもらつた金額欄空白の領収書を利用して、真実は支出していない費用をあたかも支出した如く虚偽の領収書を作成して費用に計上し、その分を横領していた。但しその金額は明らかでない。
- (4) 原告は、契約者cとの契約を取扱つていた湧網支部外勤職員dの依頼を受けて、右契約を成立させるには被保険者である右c本人の健康診断を要するのに、昭和四八年八月六日、原告の隣人eに依頼して同人を右cの身代りとして嘱託医fによる健康診断を受けさせ、もつて不正契約を成立させた。
- (5) 原告は、生命保険外務員採用に際し行なわれる試験において、昭和四九年 一月採用のgについて、同人の代りに湧網支部外勤職員 i をして受験、合格させ、 もつて被告をして右gを採用せしめた。
- (6) 原告は、湧網支部外勤職員jの夫であるhが、昭和四八年六月以降保険募集人として登録せずに保険の募集活動を行つていたことを知りながら、これを制止せず、また右jに支給されるべき給与の一部をhに直接支給し、もつて保険募集の取締に関する法律に違反する無登録募集を容認した。なお、右の点について被告は、原告の自認に従つて無登録募集と認定したのであるが、成績付替による給与の横領に該当する疑いもある。
- 3 原告の右行為はいずれも服務上の不都合な行為に該当し、かつ事案が重大であるので、被告は、前記就業規則の規定に基づき昭和四九年六月三〇日付をもつて原告を懲戒免職することとし、同年七月一五日原告の所属する外勤労働組合帯広支部と協議し、同月一七日同支部の同意をえて、同月一九日、同年六月三〇日付をもつて懲戒免職する旨の意思表示を原告に伝えた。

右は原告の責に帰すべき事由に基づく解雇であるから、同年六月三〇日をもつて、仮りにしからずとするも同年七月一九日をもつて、解雇の効力を生じ、原告は被告の従業員たる地位を失つたものである。四 抗弁に対する原告の答弁

四 抗弁に対する原告の答弁 1 抗弁1項の事実は認める。

2(1) 同2項(1)の事実は否認する。支部所属外勤職員の契約募集活動を応援することは支部長の基本的職責であるところ、aの住所が支部所在地より遠いことのほか同人が低血圧症に悩んでいたことから、原告が支部長としてaの手がけた募集活動を、ときには同人の電話依頼に基づき同人に代つて成約にこぎつけるなどして応援したことがあるが、同人が契約の相手方をつかみ交渉の下地を作つていたものであるから、あくまでその成果は同人に帰せられるべきもので、原告の活動はその応援の域を出るものではない。また同人に支払われるべき給与、手当は全て同

人が受領している。時によつては同人の依頼により原告が預つている同人届出の印 鑑によつて原告が代理受領したこともあるが、送金ないし他の職員に託するなどし て同人に届けている。

- 同(2)の事実は否認する。 b との新契約募集及び旧契約三件の解約はい ずれもdが扱つたものであつて、原告は関与していないし、bは右解約返還金を解 約と同時に受領している。原告が昭和四九年六月一四日に解約返還金を同人に返済 した事実もない。
-) 同(3)の事実は否認する。支部経営資金は支部の実際の支出とは関係な 支部の実績により定まつた額が支給される(但し光熱費等は支部使用面積等に (3) よる定額が支給される)もので、支部長が支社宛にする使途の報告はあくまで事後報告であって、これにより支部に支給される経営資金の額が左右されるものではな い。そして支給される右資金は支部活動を維持するには常に不足勝ちで、支部長で ある原告が自己の収入をさいてその不足を捕つてきたのであつて、原告がその一部 を横領するなどの余地はなかつたし、仮りに使途明細における支社宛の報告と実際 の支出との間に多少の差があつても、これを原告が横領したものと決めつけるのは 失当である。また、支部の経理事務の一切は支部内勤職員が処理しており、主な支 出については支部の幹部職員と相談して決定しているから、支部経営資金の使途は 支部職員の周知するところであり、そのような中で原告がその一部を着服するよう なことはできるわけもない。
- 同(4)の事実は否認する。cとの保険契約について替玉健診が行なわれ (4)
- たことは原告は後に知つたことで、原告が関与してしたことではない。 (5) 同(5)の事実も否認する。gの採用について替玉受験のあつたことも、 原告は後に知つたことで何ら関与していない。
- 同(6)の事実も否認する。hが妻であるjの契約募集活動に当り、自動 車を運転して送つたり、ついでに妻の交渉を応援するなどのことはあつたと思われ るが、無登録募集行為に該当するほどのことではない。また」に支給されるべき給 与を夫のhに支給したようなことはない。
- 同3項の事実中、被告が原告に対し昭和四九年六月三〇日付をもつて懲戒免職 する旨を同年七月一九日に意思表示したことは認めるが、その余は争う。被告は原告を懲戒免職するについて組合との協議をしていないし、仮りにその協議がなされたとしても原告の利益を擁護とするに適した方法でなされていない。
- 4 以上のとおり、本件懲戒免職は、就業規則二一条所定の懲戒事由が存在せず、 また組合との協議を欠いてなされたものであるから、無効である。 第三 証拠関係(省略)

理 由

被告が生命保険業を営む相互会社であり、原告が昭和三二年三月外務員として 被告に入社し昭和四一年一月一日以降湧綱支部の支部長として勤務してきたもので あること、被告が原告に対し昭和四九年七月一九日、同年六月三〇日付をもつて原 告を懲戒免職する旨の意思表示をしたこと、及び被告の外勤職員就業規則二一条が 「服務上および一身上不都合な行為のあつたときは、次の区分によつて懲戒する。 1 戒告 2 譴責 3 減俸 4 降格 5 免職 ただし免職は組合と協議して行う。」旨定めていること、以上の事実はいずれも当事者間に争いがない。 二 そこで次に、被告主張の懲戒事由の存否につき判断する。 (一) いずれも成立に争いのないと第一二号証、第二七号証の一ないし一五、証

人kの証言により成立を認めるべき乙第三号証の一、いずれも、「上記内容に間違 いありません」との記載、原告の署名、指印、日付部分につき成立に争いがなく 証人との証言により、その余の記載部分は、被告従業員が原告の自認したところを 要約記載のうえ原告に示して右争いない部分の記載を得たものであることが認められる乙第三号証の二、三、原告の署名、指印、日付部分につき成立に争いがなく、その余の記載部分は証人kの証言により右同様と認められる乙第三号証の九、証人kの証言により、被告従業員が作成して右乙第三号証の三の作成を得るに関した。 に示したものと認められる乙第三号証の四、証人」の証言により成立の認められる 乙第三号証の一〇、一一、証人aの証言により成立の認められる乙第五号証、証人 mの証言により被告従業員(n係長)が作成したものと認められる乙第一八号証、 証人kの証言により成立の認められる乙第二八ないし第三〇号証、証人mの証言により成立の認められる乙第三七号証の一、二、乙第四号証の一ないし一五の存在、

証人I、同a、同kの各証言(但し諸人aの証言中後記採用しない部分を除く)を 総合すると、次の事実を認めることができる。

右のとおり認められ、証人 o 、同 a の各証言及び原告本人の供述中右認定に反する部分は、前掲の他の証拠に照らして措信できず、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

そして、証人k、同mの各証言によると、このような成績のない職員への成績付替に基づき当該職員宛の給与を支払うことは、契約募集に直接対応する給与(募集手当)において差はないにしても、成績のない職員に対しては本来支給しないこととなっている固定給や夏期、年末、薪炭等諸手当を支払うこととなる点で会社に対し経済的損失を与えるものであり、また成績ある外務員の員数を確保することは支部としての成績に影響し、ひいてその成績に基づいて増減される支部経営資金や支部長の給与に影響が及ぶことになる点でも、会社に不利益を与えるものであることが認められ、この認定に反する証拠はない。

(二) 成立に争いのない乙第一三号証、証人kの証言により成立の認められる乙第六号証の一、証人k、同mの各証言及び弁論の全趣旨により成立の認められる乙第六号証の二、三(同二のうち郵便官署作成部分の成立は争いない)、証人mの証言と弁論の全趣旨により成立を認めるべき乙第三四号証、乙第一四号証の存在、証人I、同k、同mの証言を総合すると、次の事実が認められる。 原告は、昭和四七年八月ころ保険契約者bの契約申込みを会社に取次ぐと共に、

(三) 前出乙第一八号証、いずれも成立に争いのない乙第七、第二六号証、証人 I の証言により成立の認められる乙第三号証の一四、いずれも証人 k の証言により成立の認められる乙第一六、第二〇、第二四号証、第二五号証の一、二、五、第二二号証の一、三、五、九、一一、二二、正人 k の証言により湧網支部から帯広支社に支部経営資金に関するした。 コート に は は な に 支 が 認められる Z 第一五号証の に は り 湧網支部から 帯広支社に支部経営資金に関する は い に 支 が 認められる Z 第一五号証の に な に 大 、 一四、 第二二号証の に 大 、 一 の に よ り 昭和四九年三月一三日当時同支部内に存在したものと認められる Z 第 の に よ り 昭和四九年三月一三日当時同支部内に存在したものと認められる Z 第 に よ り 昭和四九年三月 に 下 で た に 下 で を が で きる。

もしくは私用に費消し、もつて不正な経理処理をした。 右のとおり認められ、証人 o の証言及び原告本人の供述中右認定に反する部分は 採用せず、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

なお、原告が右のように水増し報告をして浮かせた数額については、本件証拠上未だこれを的確に認定しえない(即ち、前掲の各証拠に照らし、乙第二〇号証中三項(一)ないし(四)のA一別表(一)ないし(四)一に指摘するところはほぼ正項に行っている。 鵠を得ているものと窺われないでもないが、なお、その別表(一)、(i ニ)につい て言えば、記載の各会合毎に必ず鉄道運賃しか支給されなかつたのかどうかについ ては裏付証拠が十分でないし、別表(三)については、前出乙第一九号証の記載の 正確性について若干の疑問が残るのであり、別表(四)については、かかる支出が 虚空であることの根拠について、証人kの証言内容をもつてしては未だ十分な証拠とはいえない。)。しかしながら右認定のような不正な経理処理が相当大量に行わ れたこと自体は叙上のとおり否定しえないのであり、この程度の概括的認定をもつ てしても、懲戒の一事由とすることに支障はないものというべきである。またこの ようにして浮かせた金員の使途については、前出乙第一八号証及び証人mの証言中 これを成績付替契約(原告が募集、成立させた契約を他の外勤職員の成績に恣 に付替えること)に際して立替保険料に充当した旨のっからの伝聞証拠があるとこ ろ、前(一)項認定の事実と前出乙第一二号証中の原告名義の立替資金口座をもつ ていたことを認める部分に照らしても、右金員の一部をかかる用途に費消した(かかる費消が自身の利益のためにするものであることは前(一)項中に判断したとお りである。)ことは推測しうるけれども、その収支の流れを的確に把握するに足る証拠はないし、他方原告本人が供述するように、正式に報告しても承認されないよ うな支部経営費用に充てたものもあるであろうことは否定できないから、右水増し 資金の全てないし大部分を原告が領得したと認定するには未だ証拠不十分というべ く、よつて前示認定にとどめた。

(四) 前出乙第三号証の一、第一八号証、証人 | の証言により成立の認められる

乙第三号証の一二、証人 k の証言と弁論の全趣旨により成立の認められる乙第一〇号証、「上記内容に間違ありません」との記載、原告の署名、指印、日付部分にき成立に争いなく、証人 k の証言により、その余の記載部分は、被告従業員が原告の自認したところを要約記載のうえ原告に示して右争いない部分の記載を得れば、原告は、湧網支部外勤職員 d が取扱つていた契約者 c との保険契約募集に関し、原告は、湧網支部外勤職員 d が取扱つていた契約者 c との保険契約募集に関し、原告は、別を成立させるには被保険者である右 c 本人の健康診断を経なければらなに、昭和四八年八月六日、原告の知人 e に依頼して同人を右 c の身代りとして嘱託による健康診断を受けさせ、もつて不正な方法により被告をして右契約を有るに至らせたことが認められ、原告本人の供述により成立の認められる甲第らして記載及び原告本人の供述中右認定に反する部分はいずれも右掲各証拠に照らし措信できず、他に右認定を左右するに足を証拠はない。

(五) 成立に争いのない乙第一一号証、前出乙第一八号証、証人 k の証言と弁論の全趣旨により成立の認められる乙第三一号証、証人 I 、同 k 、同mの各証言によると、原告は、生命保険外務員採用に際し行なわれる試験において、昭和四九年一月採用のgについて、湧網支部に勤務する外勤職員 i に依頼して、同人をして右gの代りに受験させて合格させ、もつて不正な方法で被告をして右gを採用せしめたことが認められ、原告本人の供述中右認定に反する部分は前掲の他の証拠に照らし採用できず、他に、右認定を左右するに足る証拠はない。

なお、証人kは、jがkの事情聴取に答えて、「自分は募集活動をしていない、 給料(乙第一七号証の一ないし一に対応するもの)ももらつていたよが小造 銭程度をもらつていたようだ」と述べた旨供述し、また前出乙第三号証の五、六 よれば右一四件の保険契約の大部分について原告が初回保険料を立替えているし と認められるから、右契約中hが募集した契約以外の大部分について、前(一受した)の成績に、原告が自ら募集した契約以外の大部分についるもらいであるが、正人の成績に付替えたものではないかとの疑いも濃厚であるが、証人しての正拠価値は十分なものといえに関いのには 右証言部分は伝聞証拠としてその証拠価値は十分なものといえに関いのには はjの供述書をとつていない)、右のように認定するには未だ証拠不十分といる はjの供述書をとつていない。右のように認定するには未だ証拠での はない。また、証人 I、同hの証言によると、hが何回か原告を通じている はない。また、証人 I、同hの証言によると、hが何回か原告を通じとして はない。また、証人 I、同hの証言によると、hが何回か原告を通じている はない。また、証人 I、同hの証言によると、hが何回か原告を通じては ない。また、証人 I、同hの証言によると、hが何回か原告を通じている はない。また、証人 I、同hの証言によると、hが何回か原告を通じている はない。また、証人 I、同hの証言によると、hが何回か原告を通じては ない。また、証人 I、これが同人自身の募集活動に代理受領したにすぎないの されたものか、あるいは」に支給されるべき給与を単に代理受領したにすぎない。

三 前項に認定した原告の各行為は、いずれも支部長としての雇用契約上の任務に違背するものであることはいうまでもなく、(一)(三)の行為は直接被告に経済的損失を及ぼし、(二)の行為は生命保険会社としての被告の信用を失墜させ

(四) (五) の行為は被告の保険業務遂行上の基本的事務の運用を誤らせるものであり、(六) の行為もまた被告の信用に関わる行為であつて、各認定の行為の内容に照らし、観過し難い重大な非違行為といわざるをえないから、いずれも前示就業規則に定める「服務上不都合な行為」に該当するものというべく、被告はこれに対し所定の懲戒処分をすることができるものといわなければならない。そして右に指摘した原告の地位、非違行為の程度に照らし、被告がこれに対し、懲戒処分のうち最も重い免職処分をもつてのぞんだことが、懲戒権の範囲を逸脱したものとみることもできない。

そして、証人kの証言及び弁論の全趣旨とこれらにより成立を認めるべき乙第二

号証によれば、被告は原告に対する本件懲戒免職の内部的意思決定をした後、昭和四九年七月中旬原告の所属する外勤労働組合帯広支部にこれをはかり、同月一七日同支部の同意を得たことが認められ、弁論の全趣旨により成立を認めるべき甲第二八号証及び原告本人の供述も右認定を左右するに足らず、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

四 以上のとおりであるから、被告が原告に対し昭和四九年七月一九日にした懲戒免職(解雇)の意思表示は、前示就業規則の定めに基づきなされたものとして有効であり、そして既に述べたところに照らし右解雇は原告の責に帰すべき事由に基づくものと認めるべきであるから、労働基準法二〇条但書により、右解雇は直ちに効力を生じ、右同日限り原告と被告との雇用契約関係は終了したものといわなければならない。なお被告は、右免職は同年六月三〇日付をもつてしたものであるから同日をもつて雇用契約関係が終了した旨第一次的に主張するが、その意思表示の時より遡つて雇用契約関係終了の効力が生じるとみるべき事由につき何らの主張、立むから、右主張は採用できない。

五 そこで進んで右雇用契約関係終了までの原告の被告に対する賃金請求につき考 える。

ーニ万八七一〇円と算定すべきである。 ニー万円÷三一×一九=一二万八七一〇円(円未満四捨五入)

次に同年五月末日現在支部長として在籍し、同年七月一日現在まで引続き正常に勤務している者に対しては、右七月一日を支給時として夏期臨時手当が支給さことになつていたことは当事者間に争いがなく、右自宅勤務につき判断したところによれば、原告は右受給資格を有するものと認めるべく、その場合に原告に支給されるべき額が六八万三三六四円を下らないことは当事者間に争いがない。
以上の次第であるから、原告の被告に対する本訴請求は、前項の賃金合計ハー万二〇七四円の支払いを求める限度で理由があるから認容し、その余は失当として乗却すべく、訴訟費用の負担につき民訴法八九条、九二条、仮執行の宣言につき同法一九六条を各適用して、主文のとおり判決する。
(裁判官 濱崎恭生)